

山口県報

令和元年
5月24日
(金曜日)

目次

○告示

- 令和元年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課).....
- 令和元年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課).....
- 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....
- 土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(十二件)(河川課).....
- 公安委公告
- 一般競争入札の実施.....



山口県告示第十二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を令和元年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 研修の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

開催場所

- 令和元、八、二五(日曜日) 下松市大手町二丁目三番一号 下松中央公民館
- 三 研修の受講料 五千円

山口県告示第十三号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を令和元年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の開催期日及び開催場所

開催期日

開催場所

令和元、八、二九(木曜日)

山口市緑町三番二九号
山口県労働者福祉文化中央会館

三 講習の受講料

四千五百円

山口県告示第十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
浮島区域		船びき網漁業	

山口県告示第十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、柳井川水系柳井川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 柳井川水系柳井川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 柳井市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号
申請書等の提出期間及び時間

(四) 令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年七月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一二二一〇三九六)にすること。

山口県告示第十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、土穂石川水系土穂石川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 土穂石川水系土穂石川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 柳井市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号
申請書等の提出期間及び時間

(四) 令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年七月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三二一〇三九六)にすること。

山口県告示第十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、大内川水系大内川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大内川水系大内川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 熊毛郡平生町内
(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示

示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務の A 等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年七月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三九六)にすること。

山口県告示第十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、田布施川水系田布施川及び灸川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 田布施川水系田布施川及び灸川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所

柳井市並びに熊毛郡田布施町及び平生町内

(二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務の A 等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
 山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
 令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年七月八日までに発送する。

四 その他
 この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三二一〇三九六)にすること。

山口県告示第十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、馬刀川水系馬刀川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 馬刀川水系馬刀川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 防府市内
 (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事が行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
山口県防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
令和元年六月二十七日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所（電話〇八三五―二一三四八五）にすること。

山口県告示第二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、厚狭川水系厚狭川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 厚狭川水系厚狭川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
 - (一) 履行場所 美祢市及び山陽小野田市内
 - (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

- 二 経営規模等入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の（二）に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
 - (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所
山口県宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町二丁目一番五〇号
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間
令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
令和元年六月二十七日までに発送する。
 - 四 その他
この審査についての問合せは、山口県宇部土木建築事務所（電話〇八三六―二一七一二五）にすること。

山口県告示第二十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、武久川水系武久川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 武久川水系武久川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 下関市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年七月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所(電話〇八三一二二二一七二〇一)にすること。

山口県告示第二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、友田川水系友田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 友田川水系友田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

- (一) 履行場所 下関市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号
申請書等の提出期間及び時間
令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年七月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所(電話〇八三一二二二一七二〇一)にすること。

山口県告示第二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、掛淵川水系掛淵川及び大坊川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 掛淵川水系掛淵川及び大坊川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 長門市内
(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所

山口県長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年六月二十七日までに発送する。
- 四 その他
- この審査についての問合せは、山口県長門土木建築事務所(電話〇八三七一一二二二九二〇)にすること。

山口県告示第二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、郷川水系郷川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 郷川水系郷川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

- (一) 履行場所 阿武郡阿武町内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
山口県萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一
申請書等の提出期間及び時間

(四) 令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年七月八日までに発送する。
その他
この審査についての問合せは、山口県萩土木建築事務所(電話〇八三八―二二一〇〇四三)にすること。

山口県告示第二十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、須佐川水系須佐川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 須佐川水系須佐川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 萩市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事がある結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一
 (四) 申請書等の提出期間及び時間
 令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
 令和元年七月八日までに発送する。

四 その他
 この審査についての問合せは、山口県萩土木建築事務所(電話〇八三八―二二一〇
 〇四三)にすること。

山口県告示第二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、田万川水系田万川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 田万川水系田万川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 萩市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和元年五月二十三日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年五月二十四日から同年六月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
 令和元年七月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県萩土木建築事務所(電話〇八三八―二二一〇
 〇四三)にすること。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和元年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

警察用ヘリコプターの整備及び耐空証明検査業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二十三十七号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成三十一年山口県告示第二十一号）に基づく資格審査において、その他の種目のその他について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 令和元年五月二十四日から同年七月四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部地域部地域運用課において交付する。

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

記載方法

(一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部地域部地域運用課

(三) 受領期限

令和元年七月三日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和元年七月四日午前十一時）

入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

令和元年七月四日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年六月二十四日までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三―九三三―三九一五）に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県警察本部地域部地域運用課（電話〇八三―九三三―〇一〇一）に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (2) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance and airworthiness inspection of a police helicopter to be issued its airworthiness certificate provided in Article 10 of Civil Aeronautics Act
 - (3) Term of the contract: Specified in the tender manual
 - (4) Contact point for the notice: Community Police Operation Division, Community Police Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
 - (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 3, 2019 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M. July 4, 2019)

令和元年五月二十四日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁